

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県河沼郡柳津町

2 構造改革特別区域の名称

柳津町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

福島県河沼郡柳津町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・気候

柳津町（以下「本町」という。）は、福島県の西部に位置し、東は会津美里町に、西は西会津町と三島町・金山町に、南は昭和村に、北は会津坂下町に接しており、近郊都市会津若松市から25kmの地点にある。

本町の面積は、175.82km²であり、南北に25km、東西に15kmの南北に長い天狗の面のような地形をした町である。地勢は、越後山脈の東に位置し、標高は1,482m（博士山）から最低190m（只見川）であり、標高500m以上の地域の面積が52%を占める山地地形の町である。

気候は、東北地方裏日本型気候であり、町の全区域が特別豪雪地帯に指定されている。

(2) 歴史文化的特性

昭和30年3月31日に、旧柳津町と西山村が合併し、現在の柳津町となる。

本町には日本三大虚空藏尊のひとつである「福満虚空藏菩薩圓藏寺」をはじめとして、国指定重要文化財である「奥之院弁天堂」、県指定重要文化財である石生前遺跡の火焰式縄文土器があるなど、信仰と歴史、文化の薫り高い町である。

(3) 人口

昭和35年において人口9,035人、世帯数1,575戸であったが、その後50年が経過した平成22年度の国勢調査においては、人口4,009人（減少率55.6%）、世帯数1,259戸（減少率20.1%）であり、平成30年12月1日現在においては人口3,415人、世帯数1,

293戸とさらに減少し続けており、高齢化率は42.87%と高まっている。

(4) 産業的特性

本町の産業は、第1次産業である農林業を基幹産業としており、雪解けの清涼な水はおいしい米作りに適しており、食味の良いコシヒカリをはじめとした良質米を生産している。また寒暖の気温差を利用して生産される夏秋トマトやカスミ草をはじめとした切花の産地として農業生産性を高めている。

本町の農業においては、水稻のほか、振興作物であるトマト、キュウリ、アスパラガス、いんげん、にんにく、そば、なたね、宿根カスミ草といった野菜や花卉が地形を活かして栽培されているが、ブランドとなっている農作物はなく農業経営においても農業者の高齢化により担い手不足が深刻な問題となっている。

また、人口の減少や高齢化が進む本町にとって、企業誘致による産業の振興は、難しい状況にある。そのため、地域資源を有効に活用した農業による地域の振興に取り組んでいるが、地域内での農産物の販売・消費には限界があるため、観光事業と連携し地域外からの交流を活用することにより農産物の消費拡大を図っている。さらに、自然環境と豊かな農産物を活かし、体験型観光による都市農村交流を実施し、交流人口の拡大を図っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、農業の他、日本三大虚空藏尊のひとつである「福満虚空藏菩薩圓藏寺」を有しており、観光の町でもあるが、平成23年3月に発生した東日本大震災による原発事故や同年7月に発生した新潟福島豪雨の影響により、未だに観光客は以前の水準まで達していない。

そこで、濁酒をきっかけに、農家民宿や農家レストランの開業が増えることで、より多くの観光客を受け入れることが可能となり、その結果、地域住民と観光客との関わりが深まると共に交流の輪が広がり、さらにリピーターが増えることで地域の活性化につながるものと期待できる。

このように、本計画は農業と観光における新たな地域活性化の要素として重要な意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

濁酒の提供・販売により、地域内での地場製品の消費拡大を推進するほ

か、米に新たな付加価値をつけ、農業経営の安定、生産意欲の拡大と所得の向上を図る。また、滞在型観光による本町のグリーンツーリズムを発展させ、食文化やここにしかない生活の良さを体験してもらうことにより、ファンやリピーターを増やす。

このことにより交流人口の増加、農産物の消費・販路拡大、農業・観光の活性化へとつなげ、雇用機会の創出と新たな担い手の確保を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町は、豪雪地帯である等の地域的不利な条件に加え、零細農家が多く、農業だけで生活するのは厳しい状況にある。このような中で、農業経営の安定を図るためには、農産物に付加価値を付けて販売し農業収入を上げるほか、農業外収入を確保していく必要がある。

本計画の実施により、米を活用した濁酒造りや地域内で生産された農作物を材料とした郷土食の提供が進み、地域内での地場製品の消費拡大が見込まれる。また、米に新たな付加価値がつき農家の生産意欲の拡大と所得の向上を図ることが期待できる。

また、イベントとのタイアップとして、本町は年間数多くのイベントを開催しているが、会津を代表する民芸品の「赤べこ」は本町が発祥の地であることから、平成24年度から毎年「会津やないづ赤べこまつり」を開催している他、豪雪地帯という地域性を活かした「会津やないづ冬まつり」などにおいて、新たな特産品となる濁酒を提供することにより、交流人口の増加が期待できる。

濁酒の提供は、新たな観光資源として期待され、郷土食の食材提供とともに地域農産物の利用拡大が推進されるほか、安定した農業経営と観光客の増加も見込まれる。さらに本計画を起爆剤として農業と観光が結びついた取組みが一層進展するものと考えられ、地域に与える経済的な波及効果は大きい。

(1) 新規起業の推移

区分	現在	2020年度目標	2022年度目標
農家民宿数	2件	3件	4件
濁酒製造者件数	0件	1件	2件

(2) 観光客入込数等の推移

区分	2017年度実績	2020年度目標	2022年度目標
観光入込客数	816,136人	840,000人	860,000人

うちグリーンツーリズム来客数	200 人	500 人	800 人
----------------	-------	-------	-------

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、レストラン、飲食店等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画に認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

福島県河沼郡柳津町の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために、濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特定農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業の活性化や生産者の意欲向上に繋がるものである。

また、濁酒製造への取組みは、農家副収入の一つの手段となるほか、濁酒と併せて地元食材を提供することにより地産地消の推進に寄与すると考えら

れる。

このような取組みは、交流人口の拡大や地域の活性化に結びつくことから、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により特定農業者が酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町では、無免許製造を防止するため制度内容の広報や周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

添付書類の一覧

- 1 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面
- 2 実施主体の特定の状況
- 3 構造改革特別区域計画の工程表及びその内容
- 4 関係者の意見（法第4条第4項の規定により聴いた意見の概要）
- 5 特定事業の実施予定者からの提案（法第4条第5項の規定により踏まえた提案の概要）
- 6 構造改革特別区域計画の全体像を示すイメージ図